

東京都の保護上重要な 野生生物の戦略的保全方針

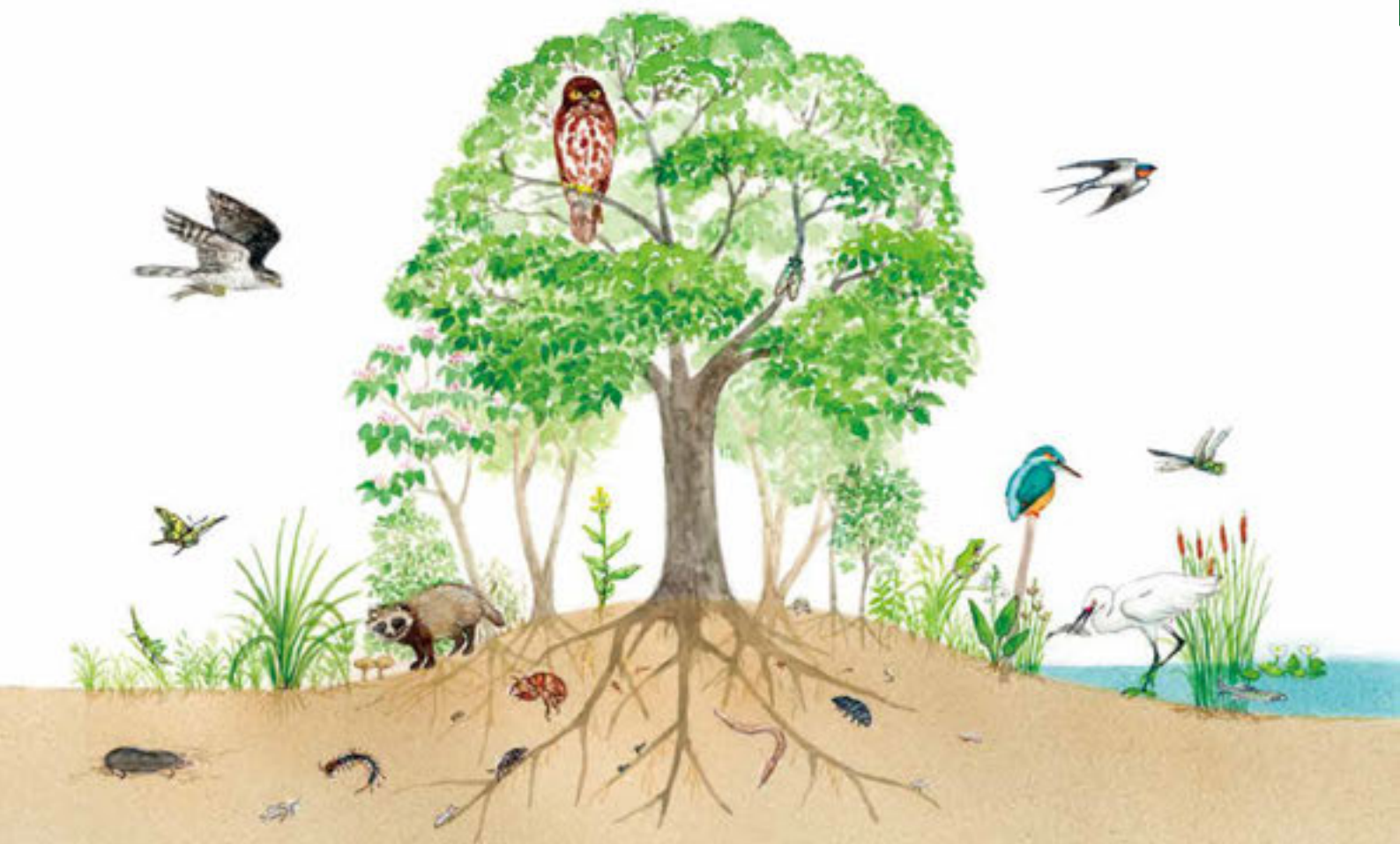
「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現に向けて

Strategic Wildlife Conservation Policy in Tokyo
— Saving Wildlife: From Common to Endangered Species, and Ecosystems —



令和7(2025)年 3月

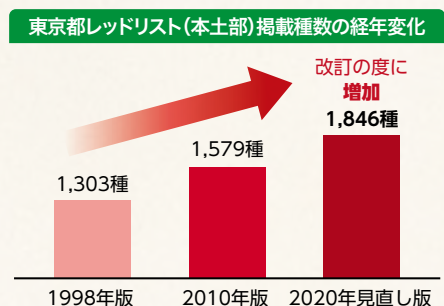
東京都



自然環境の中では、あらゆる野生生物は互に関係し、つながり合いながら生態系を構成しています。それぞれが生物多様性を支える上で重要な役割を果たしています。

東京都レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物種のリスト）の掲載種数は、10年ごとの改定の度に増加しており、都内の野生生物の絶滅危険度の高まりが示されています。

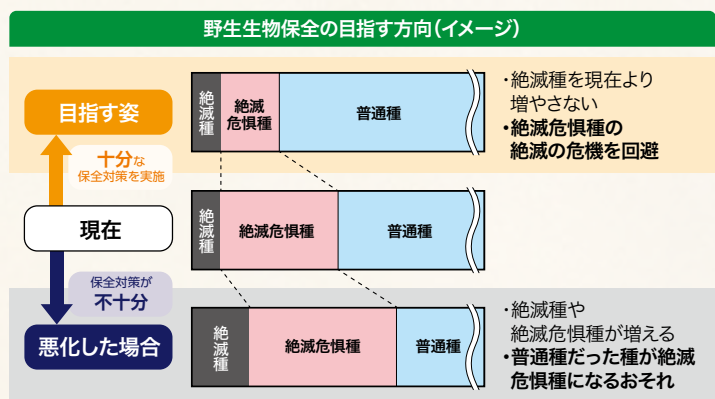
適切な保全策を行わなければ、右図のように絶滅種が増えるだけでなく、これまで普通に見られていた生物種が絶滅危惧種へと移行してしまうおそれがあります。



そこで東京都は、生物多様性地域戦略において、これ以上絶滅種や絶滅危惧種を増やさないことを目標※としています。

そのためには、絶滅危惧種の保全策の強化とともに、普通種を普通種のまま維持するという考え方に基づいた、継続的かつ実践的な保全策に取り組む必要があります。

これらを、「**東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針**」としてまとめました。



※東京都生物多様性地域戦略における行動目標である「新たな野生絶滅ZEROアクション」とは、2030年時点で、人間活動の影響による野生生物の絶滅を新たに生じさせないよう、野生生物の保全・回復を図るための実行性のある取組を、様々な主体とともに実施するという目標です。

1

東京都の 野生生物をめぐる 現状と課題

東京都には、奥多摩や伊豆諸島、小笠原諸島などの原生的な自然から、人の手が入ることで維持されてきた二次的自然である里山環境、都心部における公園緑地、水域等といった多様な野生生物の生息・生育環境があります。そうした中、野生生物の主な減少要因は、大きく分けて4つあります。



野生生物の生息・生育に大きなダメージを与えている 4つの危機



01 開発など人間活動による危機

開発による森林伐採や湾岸の埋立て等によって、野生生物が生息・生育できる環境が減少しています。また、過剰な捕獲や採取、観光等による踏み荒らしも、深刻な影響をもたらしています。



02 自然に対する働きかけの縮小による危機

里地・里山が使われなくなり、生態系のバランスが崩れ、身近に見られた生物が減少しています。また、狩猟者の減少等による二ホンジカの急激な増加は、植生の衰退等を引き起こしています。



03 人間により持ち込まれたものによる危機

人が持ち込んだ外来種によって、在来種が捕食されたり、遺伝的かく乱など、生態系への影響が生じています。また、化学物質やマイクロプラスチック等による影響も問題視されています。



04 地球環境の変化による危機

地球温暖化による気温の上昇等により、生物季節（生物の分布や生育時期等）が変化しており、野生生物の絶滅リスクが高まると予測されています。

東京都は野生生物の危機的状況に対し、緑地保全制度の活用による生息・生育地の確保や外来種対策などに取り組んできました。しかし、多様な主体が保全策に取り組む上で、様々な課題があることがわかってきました。



2

東京都の 野生生物の戦略的保全の考え方

東京都では、野生生物の保全上の課題を解決するため、東京都全域における「**共通の保全戦略**」と、自然環境の特徴に応じた「**エリアごとの保全戦略**」を組み合わせた取組を推進していきます。

これにより、人間活動の影響による野生生物の絶滅を、新たに生じさせない環境づくりや、それを支える仕組みづくりを目指します。

共通の保全戦略

主要な行動

- 戦略 1 「生態系」に着目した保全アプローチ
- 戦略 2 「種」に着目した保全アプローチ
- 戦略 3 外来種対策の実践の促進
- 戦略 4 都市における生態系の保全

※基盤的な行動

- 戦略 5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進
- 戦略 6 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進
- 戦略 7 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

組み
合わせる



エリアごとの保全戦略

- 1 森林環境エリア
- 2 里山環境エリア
- 3 都市環境エリア
- 4 河川環境エリア
- 5 東京湾エリア
- 6 伊豆諸島エリア
- 7 小笠原諸島エリア

※基盤的な行動：主要行動の原動力となる基盤的行動

健全な生態系は、多くの生物種が相互に関係しながら安定性を保っています。そのため、生態系を保全することは保護上重要な生物種を守ることにもつながります。

本方針では、これまで取り組んできた、特定の種ごとに絶滅回避の方策を講じる「『種』に着目した保全アプローチ（戦略2）」に加え、それらを取り巻く普通種や生息・生育環境を含む「『生態系』に着目した保全アプローチ（戦略1）」の両輪で、野生生物の保全や外来種対策等を進めていきます。



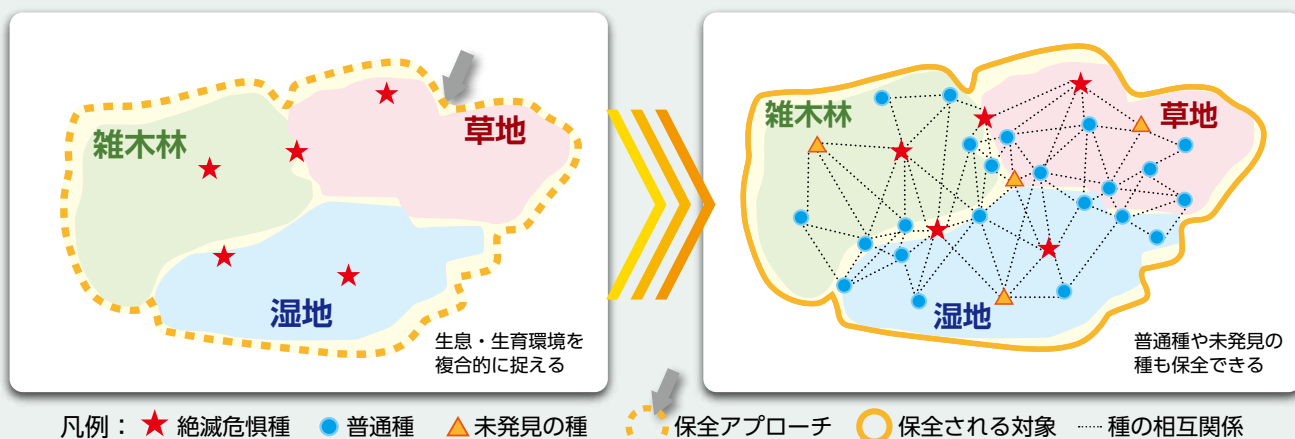
戦略 1 「生態系」に着目した保全アプローチ

野生生物の保全にあたっては、絶滅危惧種など特定の生物種を保全するだけでなく、**普通種を含む生態系を支える生物種間のつながりや、生態系が持つ機能・プロセスも合わせて保全**していくことが重要です。

そのため、多様な自然の特性を把握しながら、保護上重要な生態系を抽出し、生態系の機能等を回復することで絶滅の回避を目指します。



例えば、水田やため池、雑木林など、多様な環境要素を有する里山全体の環境に目を向けて保全に取り組みます。



メリット1 生態系全体を保全することで、普通種や未発見種も合わせて保全できるため、普通種等が絶滅危惧種に移行することを未然に防止できます。

メリット2 種の多様性が高く、異なる環境が連続的に推移し接する場所（エコトーン＝移行帯）なども保全対象に含めることで、より多くの種を保全することができます。

デメリット 個体数が極めて減少してしまった種等に対しては、効果が限定的な場合もあります。

東京都ではこのような内容に取り組みます

☑ 取組の優先度を掲示・共有することにより保全を促します。

- 保護上重要な生態系の抽出、公表
- 自然地の開発等における野生生物保全への配慮の促進
- 多様な主体による生態系の保全、自然再生の取組の推進

☑ 法令等による制度を活用した保全を推進します。

- 東京都自然保護条例※（保全地域、野生動植物保護地区等）
- 都市緑地法（特別緑地保全地区等）

※東京都自然保護条例：東京における自然の保護と回復に関する条例

戦略②「種」に着目した保全アプローチ

すでに絶滅に近づいている種など、対策の緊急性が高い種は、絶滅危惧種ごとに絶滅回避の方策を講じる必要があります。

そのため、法令等に基づく制度を活用して、保護対象の種や生息・生育場所を指定することなどにより、対象種の個体数や個体群を維持・回復させる**生息域内保全**に取り組みます。また、状況に応じ専門機関との連携のもと、生息・生育地以外において、人の管理下で個体や遺伝資源の保存を行う**生息域外保全**などにも取り組みます。



※ハビタット：野生生物が生息・生育に利用する場

メリット 個体数が極めて少ない種等に有効な方策であり、対象種のハビタットの保全や個体数の増加を着実に進めることができます。

デメリット1 種ごとに絶滅回避の方策を考え対策をとるなど、時間と労力が必要になります。

デメリット2 時に、対応できる種が限定されます。普通種や未発見種は、必ずしも保全対象とならないため、絶滅が危惧されてからの対応となる傾向があります。

東京都ではこのような内容に取り組みます

✓ **取組の優先度を掲示・共有することにより保全を促します。**

- 保護上重要な野生生物種（レッドリスト）の抽出、公表、改定及び開発時における配慮事項等への活用
- 多様な主体による種の保全に向けた取組の促進

✓ **法令等による制度を活用した保全を推進します。**

- 東京都自然保護条例※（東京都希少野生動植物種等）※東京都自然保護条例：東京における自然の保護と回復に関する条例

戦略③ 外来種対策の実践の促進

侵略的外来種による影響は、保護上重要な野生生物の主要な減少要因の一つとなっています。そのため、これまでの被害の予防に向けた普及啓発に軸足を置いた取組に加え、「いち早く見つけ、被害を減らし、防除の取組を広げる」という侵入防止や**防除対策の実践**のステージへと転換する必要があります。特に外来種の影響を受けやすい島しょ部では、早急な対策が求められています。

みんなで実践！TOKYO外来種対策3&3

外来種被害予防3原則

- ① 入れない
- ② 捨てない
- ③ 拡げない



外来種対策行動3原則

- ① 「いち早く見つける」
- ② 「被害を減らす」
- ③ 「取組を広げる」

地域の特性に適した外来種対策を協働と連携により効果的に実践し、取組を広げていく

東京都ではこのような内容に取り組みます

✓ 優先度を踏まえた対策を実施します。

- 侵略的外来種の定着段階に応じた対策の実践
- 東京都版外来種対策リストの整備や、防除の実践における留意点等を示した解説ブックの作成
- 外来種対策に関する行動計画等による多様な活動主体との連携や協働の推進

✓ 予防や水際対策を推進します。

- 港湾・空港での徹底した水際対策や、近隣県との連携による監視体制や情報共有の場の整備
- 市民参加型の外来種調査や専門知を活用した分析

✓ 外来種から島しょの自然とくらしを守ります。

- 多様なステークホルダーとの連携による住民や観光客等への普及啓発等、多面的な対策の強化

戦略④ 都市における生態系の保全

野生生物の生息・生育環境の分断・孤立化が進む都市域では、小規模に残されたハビタットに生物種が集中する傾向があります。そのため、核となる緑地やその周辺における**生態系ネットワーク**を意識し、生息・生育地となる環境の保全や創出に取り組んでいくことが重要です。

生態系のポテンシャルの把握に向けて野生生物の現状把握が必要です。



カイツブリの繁殖

井の頭池（三鷹市）では、地域や市民、行政の連携による外来種対策や保全活動が進められ、池の生態系が回復

東京都ではこのような内容に取り組みます

✓ 都市域に生息・生育する野生生物の現況やポテンシャルを評価するための総点検を行います。

- 市民参加型の野生生物調査の活用や行政・市民団体等による調査の促進

✓ 地域の核となる自然環境の保全や回復を進めます。（東京都自然保護条例（保全地域等）の活用）

✓ 地域に根付いた屋敷林等の民有緑地の保全を進めます。（都市緑地法（特別緑地保全地区等）の活用）

✓ 行政や民間による開発等の機会を捉えた新たな緑の創出や、まとまった緑地の保全に努めます。

✓ 都市公園や学校などを活用したビオトープ作りなど、野生生物のハビタットの創出を進めていきます。

戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進

生物多様性情報※の収集・蓄積を進め、科学的知見に基づく課題を把握し、効果的な対策や取組につなげます。また、過去の東京都の自然環境の状況を示す、標本を含めた自然史資料等の情報収集にも努めます。さらに、自然と共生した暮らし等に関する「**伝統知**」や、科学的データや知見による「**専門知**」の活用を進め、**順応的管理**に基づく適切な野生生物の保全に力を入れるよう、拠点整備や連携を進めていきます。

※生物多様性情報：野生生物に関する情報や人と自然とのかかわりを示す情報。伝統知・地域知に関する情報等を含む

東京都ではこのような内容に取り組みます

✓ 生物情報を収集・蓄積し、活用します。

- 野生生物に関する情報基盤の整備とデータベース化（デジタル版野生生物目録等の整備）
- 標本等の実物資料の収集や市民参加による調査を活用した網羅的な生物情報の蓄積

✓ 科学的知見に基づく保全管理の実践と検証を推進します。

- 専門知を活用した取組の拠点となる（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムの整備
- 東京都環境科学研究所や都立動植物園等との連携強化

✓ 地域の伝統的な知恵等のデジタル・アーカイブ化や、それら知恵や技術を体験する機会を創出します。

戦略6 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進

あらゆる**社会・経済活動**が野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすため、全ての人間活動において野生生物保全への配慮が求められます。それらを行政や企業、産業団体等は率先して推進し、各主体の野生生物の保全に貢献する行動を促します。

東京都ではこのような内容に取り組みます

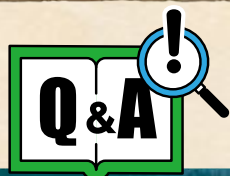
- ✓ 利用者や消費者に対し、野生生物の保全に配慮した企業活動や事業に対する理解と賛同を促進します。
- ✓ 生物多様性に配慮した持続的な農林水産業を推進します。

戦略7 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

各戦略を効果的に実践するためには、都民、NPO・NGO、企業、研究機関、自治体等の多様な主体による**連携**や**協働**を推進することが重要です。関係者等による多面的かつ重層的な関与を進めながら、社会全体の野生生物に対する興味や関心、保全意識を高めます。

東京都ではこのような内容に取り組みます

- ✓ 自然共生都市を目指し連携・協働を推進します。
- ✓ 各主体の生物多様性への理解や関心を高めていくための拠点として（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムを整備します。
- ✓ 各主体の行動変容を促す環境教育や普及啓発を推進します。



事例から学ぶ

Q. 戦略1の「『生態系』に着目した保全アプローチ」って、 どんなことをするの？

A. 例えば、地域ごとに受け継がれてきた伝統的な谷戸の管理手法を活用し、生態系を回復させるとともに、多くの絶滅危惧種を保全しています。

町田市北部の多摩丘陵では、近年の開発や手入れ不足等により里山環境の消失や劣化が進んでいました。東京都は条例※に基づき、この地域を図師小野路歴史環境保全地域に指定し、開発の規制を行うとともに、野生生物の保全や回復に取り組んでいます。

数十年間手入れされずにいた水田等を、地元農家との連携のもと、地域に受け継がれてきた伝統的農法により再生することで、良好な里山の生態系を回復することができました。その結果、絶滅のおそれのある多くの野生生物が再び姿を見せつつあります。

こうした技術の継承や専門家によるモニタリング等、多様な主体と連携した取組が進められ、都内で唯一「にほんの里100選」にも選ばれています。新たな野生生物の絶滅を防ぐためには、多様な主体との連携のもと、生態系の回復や再生を進めていくことが重要です。

※条例：東京における自然の保護と回復に関する条例



Q. 戦略2の「『種』に着目した保全アプローチ」って どんなことをするの？

A. 例えば、小笠原諸島の固有種である「アカガシラカラスバト」の保護増殖の取組を行っています。

小笠原諸島に生息しているアカガシラカラスバトは、ノネコ（野生化したイエネコ）による捕食等の影響で個体数が激減していました。そこで、国や東京都、小笠原村、地元団体、関連機関が連携し、アカガシラカ



ラスバトの生息地ではサンクチュアリーの設定や管理、外来種対策、生態調査等を行うとともに、本土部の動物園等では遺伝的多様性に配慮した繁殖等の保護増殖の取組が行われています。大きな減少要因であったノネコ対策については、2010年から、捕獲後人に馴らし、里親を探す取組を進めています。これにより、島のノネコの個体数が減少するとともに、アカガシラカラスバトの個体数は大幅に増加しました。

このように特定の種に着目し、多様な主体との連携のもと、様々な取組を進めることで、新たな野生絶滅を回避しています。

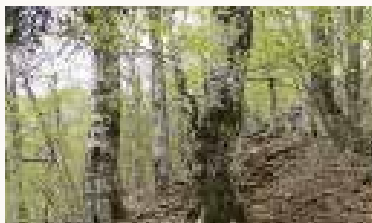
エリアごとの保全戦略

エリア

1

森林環境エリア

本土西部に位置する山地で、多くが森林に覆われている地域



主な取組

- ・保護上重要な生態系・種に配慮したニホンジカ対策
- ・草原の保全・再生や森林の管理
- ・過剰な踏圧への対策
- ・盗掘や過剰採取等への対策
- ・保護エリアの設定

エリア

2

里山環境エリア

森林環境エリアと都市環境エリアの間に位置する里地・里山の地域



主な取組

- ・伝統知や地域知に基づく谷戸の保全管理
- ・計画的な緑地の確保
- ・保護上重要な生態系・種の保全策の強化
- ・外来種対策の実践の促進
- ・多様な主体との協働と連携

エリア

3

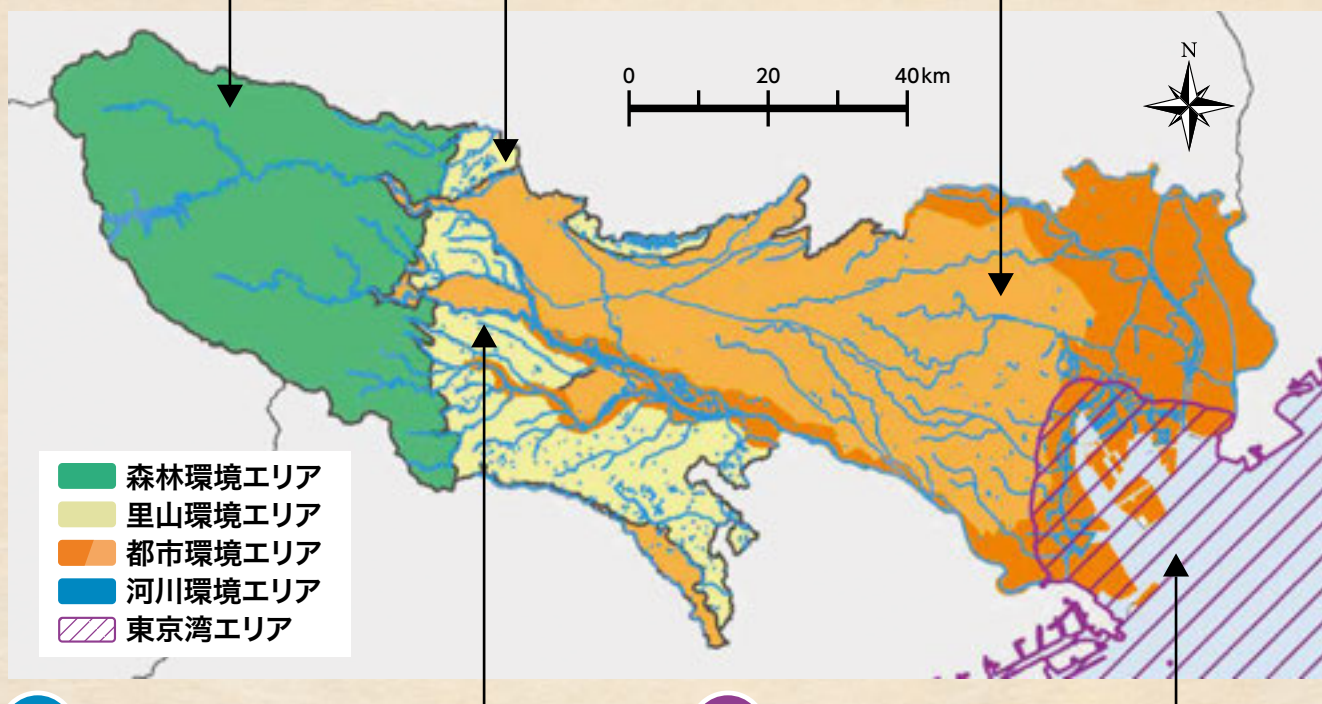
都市環境エリア

人間活動が集中し、多くが市街地に占められている地域



主な取組

- ・野生生物の総点検
- ・緑地の確保・生態系ネットワーク機能の強化
- ・開発や都市空間の再編に際し生態系を保全
- ・外来種対策の実践の促進



エリア

4

河川環境エリア

大河川や中小河川、それらの河川敷を含む地域
用水路や河川の源流となる湖を含む



主な取組

- ・農業用水堰や魚道等の維持・改善
- ・河川を通じて分布拡散する外来種対策の推進
- ・河川中下流部の湿地や礫河原の保全を推進
- ・モニタリングデータの活用
- ・希少な在来魚類の保全を推進

エリア

5

東京湾エリア

東京湾内湾及び沿岸域
周辺の陸域を含む地域



主な取組

- ・保全上重要な生態系である干潟・塩性湿地の保全・再生を強化
- ・国や近隣自治体との生態系保全に向けた連携強化
- ・モニタリングデータの活用
- ・水質改善に向けた取組

エリアごとの保全戦略

エリア
6

伊豆諸島エリア

海洋域にある伊豆諸島の島々の地域

主な取組

- ・保護上重要な生態系・種における保全策の強化(各島の生物調査や制度の活用を含めた対策の強化等)
- ・外来種の侵入予防策の推進、侵略的外来種から固有種を保全
- ・人の乱獲や過剰な採取から野生生物を守る
- ・関係者が一体となった島の自然の保全の推進



ここが
ポイント

例えばこのような内容に取り組みます

- ・在来生態系が維持されている島への渡航ルールの整備や、監視体制の強化により、侵略的外来種の侵入や定着等を防ぐ取組を検討します。
- ・法令等の規制により、減少している野生生物を守ります。
- ・侵略的外来種の防除や、植生保護柵の設置、専門機関での生息域外保全による固有種の系統保存等を進めます。



エリア
7

小笠原諸島エリア

海洋域にある小笠原諸島の島々
(沖ノ鳥島、南鳥島を含む)の地域

主な取組

- ・生態系の修復と固有種等の絶滅回避(世界自然遺産等に関する計画等に基づく自然環境の修復等)
- ・未侵入・未定着の外来種の侵入や拡散防止
- ・自然と結びついた島のくらしや文化の継承
- ・小笠原諸島の価値や保全の必要性に関する情報発信や普及啓発



ここが
ポイント

例えばこのような内容に取り組みます

- ・外来種の侵入リスクについて村民や来島者等への普及啓発に取り組みます。
- ・村民生活や経済活動等に伴う外来種の侵入や拡散を防ぐための体制構築を進めていきます。
- ・野生生物に関心の薄い層にも小笠原諸島の自然の魅力等が伝わるよう、デジタルツールなどを用いて情報発信を進めます。



3

野生生物の保全のために私たちができる取組



ステップ1 野生生物に迫る危機等について知る

絶滅のおそれがある野生生物や生物多様性の重要性等について、調べてみましょう。まずは、「事実を知る」ことが保全の第一歩です。

ステップ2 自分事として行動する

野生生物に迫る危機等について、「自分事」としてとらえ、行動してみましょう。
例えば、次のような行動も、野生生物の保全には重要です。

野生生物は自然の中で楽しむ

野生生物を持ち帰ったり、安易に別の場所に移さないようにしましょう。別の地域への放流や移植が、その地域にもともと生息・生育していた野生生物に影響を与えることがあります。

野生生物とは適切な距離をとる

野生生物への餌付け等はやめましょう。野生生物が人の生活圏に近づくことで、生態系のバランスが崩れたり、生活被害や感染症を引き起こすことがあります。

ペットは責任を持って最後まで飼う

ペットを野外に放すと、もともとその地域にいた野生生物への捕食や、すみかを奪う等の影響を与えることがあります。

希少種の情報をSNSで拡散しない

インターネットを通じて広く情報が公開されることで、盗掘や密猟、踏み荒らし等が引き起こされるかもしれません。

ステップ3 保全に向けた行動の輪を広げる

身近で行われている自然環境の保全や再生のためのボランティア活動に参加してみましょう。また、都内では、野生生物の観察会や自然再生に関するイベントも開催されています。ぜひ、ご参加ください。



東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針

—「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現に向けて— 普及版

令和7年3月発行

編集・発行 東京都環境局自然環境部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3548

登録番号 第(6)89号
環境資料 第36068号

保全方針の詳しい内容は、
右の二次元コードから
ご覧いただけます。



本書に掲載された写真・図表・イラスト・文章等、
内容の全ての著作権は東京都及びそれぞれの記事等
提供者にあります。これらの情報は権利者に無断で
転載・複写・複製することはできません。